

事務連絡
平成 30 年 8 月 7 日

各都道府県・指定都市スポーツ施設主管課 御中

スポーツ庁 政策課学校体育室
健康スポーツ課
参事官（地域振興担当）

今夏の高温を受けた夏期休業中の学校水泳プールの開放について

文部科学省・スポーツ庁においては、今夏における水泳等の事故防止について、「水泳等の事故防止について」（平成 30 年 4 月 27 日付け 30 ス庁第 89 号）において、衛生管理も含め地域の実情に即した安全確保のための適切な措置の徹底をお願いしているところです。

また、熱中症事故の防止については、これまでも、「熱中症事故の防止について」（平成 30 年 5 月 16 日付 30 ス健ス第 2 号）等により、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講じることをお願いしてきておりますが、さらに、今夏の暑熱環境の悪化等を踏まえ、「熱中症事故の防止について」（平成 30 年 7 月 18 日付け事務連絡）」や「運動部活動における熱中症事故の防止等について」（平成 30 年 7 月 20 日付け 30 ス庁第 262 号）等を発出し、改めて、熱中症事故の防止等の安全確保の徹底をお願いしております。

一方、スポーツ庁においては、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において地域住民のスポーツ活動に供する事業（学校体育施設開放事業）を進めてきておりますが、特に水泳プールについては、施設開放を行っている公立学校のうち約 8 割の学校が長期休業中に開放を行っています。

については、各都道府県・指定都市におかれては、夏季休業中の学校水泳プールの開放に当たって、子供等の安全を確保する基本的な考え方の下、地域の子供等がスポーツに親しみやすい環境づくりを行うという学校体育施設開放事業の趣旨に基づき、水泳等の事故防止及び熱中症事故防止に関する関係通知等を参考に、水泳プール施設の状況（水温や気温等の様々な条件を含む）等も踏まえて開放の適否を柔軟に判断するとともに、下記の点に留意し適切に対応いただけますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれては、本件を管内市区町村（指定都市を除く）に周知いただけますようお願いいたします。

記

- 水泳プールの開放を行うにあたっては、例えば、
 - ・適時に十分な給水を行うこと
 - ・プールサイドにテントを設置するなどして日陰を確保すること
 - ・午前中など気温の高くない時間帯に開放を行うこと
- など、地域の実情等に応じつつ、きめ細かな運用を行うこと

【問合せ先】

- 学校体育施設開放事業について
スポーツ庁 参事官（地域振興担当）
電話：03-5253-4111（内線 3773）
- スポーツ活動中における熱中症事故の防止について
スポーツ庁 健康スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 3939）
- 学校の体育活動中における熱中症事故の防止について
スポーツ庁 政策課 学校体育室
電話：03-5253-4111（内線 2674）

■ 遮光ネットを利用している事例



■ タープを利用している事例

